

庭木の伐採材や剪定枝は産廃？一廃？（寺田昌央）

ご存じでない方がいらっしゃるかもしれませんが、リサイクルクリーンでは、産業廃棄物の収集運搬処分や一般廃棄物の収集運搬だけでなく、解体工事も行っております。

解体工事の際に庭木の伐採・伐根工事等も併せて行う場合があります。

一般的に庭木の剪定枝等は市町村等で処分する一般廃棄物と認識されがちですので今回は確認の為にこのお話です。

『解体工事業』と『園芸サービス業』の違い

総務省が発表している「日本標準産業分類」では、『解体工事業』は「大分類 E:建設業」に、『園芸サービス業』は「大分類 A:農業」に分類されています。

作業現場で出てきた同じ木くずの扱いが、実は『解体工事業』と『園芸サービス業』では全く異なります。

しっかり認識しておかないと、コンプライアンス違反となりますので整理します。

●解体工事業から出た木くずの処理

切り株廃棄物処理法では、新築、改築、増築、解体といった建設工事から排出される木くず(枝葉・幹・根株・竹)は 産業廃棄物と定められています。

※植木の剪定や街路樹の枝払いなどは、建設業に該当しません。

もともと「解体工事業」だけでなく、足場の設置や外構工事などの建設工事に伴って剪定をした物も産業廃棄物となります。

※ただし、『草』は産業廃棄物の木くずではなく、事業系一般廃棄物に該当しますから注意が必要です。

●園芸サービス業から出た木くずの処理

主として請負で築庭、庭園樹の植樹、庭園・花壇の手入れなどを行う造園業、言い換えると「植木屋さん」は、建設業ではなく「園芸サービス業」に該当し、この作業で生じた木の剪定くず等(枝葉・幹・根株・竹・草)はすべてが一般廃棄物です。

簡単ですが以上で説明は終了です。庭木撤去を伴う解体工事…是非弊社にお任

부탁드립니다。

以下は余談です。

我が家の庭の管理は植木屋さんに長いことお世話になっていました。5年ほど前から「寺田さんちの庭は木が多くて時間がかかり過ぎるので手が回らない」との事で、定期的に来てくれなくなりました。そこで2年ほど前に中高木は全て根元で伐採(一般廃棄物)してもらって、自分で剪定(一般廃棄物)できる低木だけにしてもらいました。

先日の GW 前にはツツジがきれいに咲いてくれて、GW に剪定(一般廃棄物)をしました。

問題は槇囲いです。梅雨明けと同時に伸び始めます。そして毎年夏の連休に剪定(一般廃棄物)をするのですが、最近の地球温暖化でここ2年程熱中症寸前でした。今年も今から恐怖です。剪定の必要がなくなるように、槇囲いを全て伐採・伐根(産業廃棄物…外構工事に伴う廃棄物)してもらってフェンスに替えようかと考えているところです。